

## 鹿児島大学附属図書館寄贈資料受入基準

令和4年7月12日  
附属図書館長裁定

(目的)

第1 この基準は、鹿児島大学附属図書館資料収集方針(令和4年7月12日附属図書館長裁定)第6に基づき、鹿児島大学附属図書館(以下「図書館」という)に寄贈される資料(以下「寄贈資料」という。)の受入れについて必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(受入基準)

第2 寄贈の申し出があった寄贈資料のうち、鹿児島大学における教育・研究・学習にとって有意義と認められる資料を受け入れるものとする。

2 図書館の蔵書構成を考慮の上、受け入れるものとする。

3 次の各号に該当する寄贈資料は附属図書館の蔵書として受け入れないものとする。

- (1) 図書館として認めがたい寄贈条件が付されているもの
- (2) 同一資料を既に所蔵しており、さらに複本の必要がないもの
- (3) オープンアクセスによりオンライン上での利用が可能なもの
- (4) 刊行後相当の期間が経過したもので、資料的価値がないもの
- (5) 利用者に誤った情報を与える恐れがあるもの
- (6) バックナンバーを除く継続して寄贈されない逐次刊行物
- (7) 特定の宗教、政治団体、営利団体等の広報・宣伝等を目的として出版されたもの
- (8) 汚損又は破損した図書で、補修に要する費用が資料的価値を超えるもの
- (9) 内容が趣味的で、学術出版物とは認めがたいもの
- (10) 広告・宣伝を主な目的としたもの
- (11) 実用書、マニュアル、ガイドブック又はルールブック
- (12) その他、大学図書館に相応しくないと判断されるもの

4 寄贈資料を収容するスペースが確保できない場合は、前項の規定にかかわらず受け入れないものとする。

(受入の単位)

第3 寄贈資料の受入れについては、次の各号によるものとする。

- (1) 一冊又は少数の図書については、一冊ごとに受入れの可否を判断する。
- (2) 個人又は団体が収集した多数の図書からなる集書(以下「コレクション」という。)は全体を一括して受け入れることはせず、一冊ごとに受入れの可否を判断する。ただし、極めて希少な資料でコレクションとして受け入れることで資料的価値が著しく高くなるものについては、原則として一括して受け入れる。